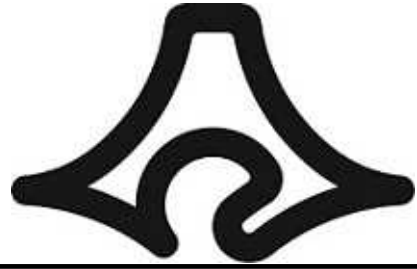


提供日 2024/09/19  
タイトル 教職員の懲戒処分  
担当 教育委員会 教育総務課、義務教育課  
連絡先 勤務条件・監察班  
TEL 054-221-3580



(趣旨)

本日、静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概要)

懲戒処分

- (1) 処分日 令和6年9月19日(木)
- (2) 処分量定 戒告
- (3) 所属 中学校(西部)
- (4) 職名 教諭
- (5) 年齢 60歳
- (6) 性別 女性
- (7) 事案概要(交通事犯(人身事故))

当該教諭は、令和6年3月23日(土)午後6時55分頃、私用で普通乗用自動車を運転し、静岡県袋井市上山梨1丁目8番地の5先の信号機がある交差点を右折進行するに当たり、運転上の注意義務を怠り、横断歩道を横断中の男性に自車左前部を衝突させて路上に転倒させ、加療約30日間を要する鼻骨骨折等の傷害を負わせた。

当該教諭は、令和6年5月28日(火)に免許停止30日の行政処分を受け、令和6年7月1日(月)罰金40万円の刑事処分を受けた。

(県教育委員会教育長 池上 重弘 コメント)

教育委員会が一丸となって交通安全意識の徹底などの不祥事防止対策に取り組む中、教職員がこのような非違行為を行ったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を失わせるものであり、社会的責任は大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、交通規則の遵守徹底を改めて促すとともに、具体的・実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感・倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。